



社長のための
経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 367 号

平成 30 年 12 月 20 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

**所得税調査、申告漏れ9038億円
効率的・効果的な調査を実施**

国税庁によると、個人に対する今年6月までの1年間の所得税調査は62万3千件行われ、うち約62%の38万4千件から9038億円の申告漏れ所得を見つけた。その追徴税額は1196億円。1件平均145万円の申告漏れに対し19万円を追徴した。

実地調査における特別調査・一般調査（高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に行う深度ある調査）は5万件を実施、うち約87%にあたる4万4千件から総額5080億円の申告漏れ所得を見つけ、887億円を追徴。件数では全体の8.0%に過ぎないが、申告漏れ所得金額は全体の56.2%を占めた。調査1件当たりの申告漏れは1021万円と、全体平均の145万円を大きく上回る。

また、実地調査に含まれる着眼調査（資料情報や事業実態の解明を通じて行う短期間の調査）は2万3千件行われ、うち1万7千件から814億円の申告漏れを見つけ、60億円を追徴。1件当たり平均申告漏れは351万円。一方、簡易な接触は55万件行われ、うち32万4千件から3143億円の申告漏れを見つけ249億円を追徴。1件当たりの平均申告漏れは57万円だった。

実地調査トータルでは7万3千件の調査を行い、うち6万件から5894億円の申告漏れを見つけ、947億円を追徴。つまり、実地調査件数は全体の11.7%と約1割に過ぎないが、申告漏れ所得全体の6割半ばを把握しており、効率的・効果的な所得税調査が実施されていることが裏付けられた。